

## 韓国ソウル郊外の自治センターにおける情報提供・安全防災関連機能の設置状況について

美作大学生活科学部 ○井原徹 日大生産工(院) 沼崎一也  
 道都大学美術学部 安藤淳一 株式会社創造 E&C 金潤煥  
 日大生産工 広田直行

## 1. はじめに

## 1-1. 研究の背景と目的

1999年に韓国は電子政府を目指すCyber Korea 21 Planを示し、自治単位となる邑・面・洞事務所のIT整備を行い住民自治センター(以下、自治センターと略)への機能転換を始めた。

2000年に自治センター設置条例を制定、その後二度の改正を行い、邑・面・洞事務所の余裕空間に各種文化・福祉・便益機会のプログラムを提供する空間整備をリモデリング等によって進めている<sup>注1</sup>。

すでにIT先進国で電子政府化の進んだ韓国の自治センターの事例は、我が国の高度情報・高齢社会における公共余裕空間の再整備において多くの示唆にとんだものと考えられる。

そこで、本研究は、韓国の自治センターにおいて急速なIT整備による情報提供機能、住民自治拠点としての防災関連機能の設置状況について検討する。

## 1-2. 研究の方法

自治センターの設置根拠となる設置及び運営条例の内容、事例にみる機能変化、自治センターの設置特性、について以下の方法で分析する。

①設置及び運営条例準則の内容分析：自治センターは設置及び運営条例準則<sup>注2</sup>が制定された2000年から、2002年・2005年にその一部が改正された。そこで、自治センターに求められる機能及び運営内容のうち情報提供及び防災関連機能の位置付けを明らかにする。

②事例調査による情報提供及び防災関連諸室の変化：自治センターに求められる情報提供・防災関連機能の存在について、2011年施設事例調査(表1)と2002年発行の自治センター現状集I・II・III掲載諸室<sup>注1</sup>を比較し内容の変化を明らかにする。

表1. 調査対象と方法

調査期間と方法							
調査期間：2011年8月29日～31日(3日間)							
調査方法：視察調査及び施設運営者へのヒアリング調査							
調査地域：広域市の郡部 一仁川広域市8事例							
道の市部 一京畿道14事例							
広域市道の郡部一京畿道7事例							
エリア区分							
広域市の区部		道の市部				広域市・道の郡部	
事例 No.	施設名称/開設時 整備方法	事例 No.	施設名称/開設時 整備方法	事例 No.	施設名称/開設時 整備方法	事例 No.	施設名称/開設時 整備方法
1	葛山2洞 新築	9	長岩洞 転用	17	舟橋洞 転用	23	楊州邑 転用
2	山谷2洞 転用	10	新谷1洞 新築	18	星沙2洞 転用	24	松泉邑 転用
3	清川2洞 転用	11	議政府1洞 転用	19	幸信1洞 転用	25	隱鼻面 転用
4	曉星2洞 転用	12	昌陵洞 転用	20	幸信2洞 転用	26	南面 転用
5	麟田2洞 転用	13	神道洞 転用	21	注業1洞 転用	27	広積面 転用
6	麟田1洞 転用	14	高陽洞 転用	22	松山洞 転用	28	白石邑 転用
7	桂山1洞 転用	15	高烽洞 転用			29	長興面 転用
8	龍游洞 新築	16	食寺洞 転用				

表2. 自治センター設置および運営準則

住民自治センター設置及び運営条例準則(2000.1)	改正(2002.3)	改正準則(2005.12.6)
第2章 住民自治センター 第4条(設置等) ①自治センターは邑・面・洞事務所に設置することを原則とする。ただし、必要な場合には、当該邑・面・洞事務所の管轄区域内にある他の施設及び空間を自治センターの施設等に活用することができる。	同左	同左
第5条(機能) ①住民自治センターは、住民のための文化・福祉・便益機能及び住民自治活動を遂行し、その機能を例示すると次の各号の通りである。	①住民自治センターは、住民自治機能及び住民のための文化・福祉・便益機能を遂行し、その機能を例示すると次の各号の通りである。	住民自治センターは、住民のための文化・福祉・便益機能を遂行し、その機能を例示すると次の各号の通りである。
①地域問題検討、マウル環境づくり、 <u>自衛防災活動等の住民自治機能</u>	①地域問題検討、マウル環境づくり、 <u>自衛防災活動等の住民自治機能</u>	①地域問題検討、マウル環境づくり、 <u>自衛防災活動等の住民自治機能</u>
1.地域文化行事、展示会、生活体育等の文化余暇機能	2.地域文化行事、展示会、生活体育等の文化余暇機能	2.地域文化行事、展示会、生活体育等の文化余暇機能
	3.健康増進、マウル文庫、青少年コンパニ等々の地域福祉機能	3.健康増進、マウル文庫、青少年コンパニ等々の地域福祉機能
3.会議場、アルトゥメジャン、 <u>生活情報提供等の住民便益機能</u>	4.会議場、アルトゥメジャン、 <u>生活情報提供等の住民便益機能</u>	4.会議場、アルトゥメジャン、 <u>生活情報提供等の住民便益機能</u>
②平成教育、教養講座、青少年教室等の市民教育機能	②平成教育、教養講座、青少年教室等の市民教育機能	5.平成教育、教養講座、青少年教室等の市民教育機能
4.我が家の前の清掃、不遇隣人への援助、青少年指導等の地域社会進行機能	6.我が家の前の清掃、不遇隣人への援助、青少年指導等の地域社会進行機能	6.我が家の前の清掃、不遇隣人への援助、青少年指導等の地域社会進行機能
第3章 住民自治委員会第15条(設置)邑・面・洞事務所の自治センター運営等に関する事項を審議するために邑・面・洞事務所に住民自治委員会を置く。	----- 審議したり、決定するために-----	同左

The Establishment Trend of Information and Disaster Prevention Function in The Self-government Centers in The Korean Seoul Suburbs

Toru IHARA, Kazuya NUMAZAKI, Junichi ANDO, Yun-hwan KIM, Naoyuki HIROTA

③情報提供及び防災関連諸室の設置特性：自治センターの位置を、ソウル郊外広域市の区部、道の市部、広域市と道の郡部の3つのエリアに区分し、情報提供及び防災関連諸機能の設置状況の特性を明らかにする。

## 2. 自治センター設置及び運営条例準則の内容

### 2-1. 自治センターの設置と機能

自治センター設置及び運営条例準則は、改正されるごとに詳細な規定がなされている(表2)。

2002年の設置(第4条②)により、類似機関との混同を防止し、自治センターの機能を文化・福祉・便益機能の遂行にあることを明確にした。2005年には、邑・面・洞にある施設及び空間を自治センターの施設等に活用するとして、管内施設を使用して自治センターを設置するリモデリングの方針が示された。

自治センター機能(第5条)の内容は、2000年は1)文化余暇機能、2)生涯教育、3)生活情報提供、4)青少年指導、5)自律防災活動等の順で5機能が示された。2002年には3)地域福祉機能を新設し6機能に増やすとともに5)自律防災活動の内容について具体例を示した。2005年には1)自律防災活動等の住民自治機能、2)文化余暇機能、3)地域福祉機能、4)生活情報提供等の住民便益機能、5)市民教育機能、6)地域社会振興機能の6機能とした。

機能改正の例示変化は、2002年は3)地域福祉機能の新設、5)自律防災活動等の住民自治機能を第1位に例示、生活情報提供等の住民便益機能が3)から4)へと順位はくり下がった。

現在の自治センターの機能は、自律防災機能を最優先とし、情報提供による住民便益機能を保ちながら、住民福祉・文化センターへと機能転換をはかっている。

### 2-2. 住民自治委員会と余裕施設・空間活用

自治センターの運営は住民自治委員会(以下、自治委員会という)が行い、構成等(第17条)「余裕施設・空間の活用(住民自治事業)に対する諮問」を役割とし自治センターの増築や改装などリモデリングに関与することを明記している。

自治委員会の運営(第7条)は、講座の「受講料」の一部を洞長と協議し、自治センターの運営経費として使用可能で、住民要求に対して自治センターが独自に講座の内容や講師の新任及び更新ができる。

このように、自治センターは自治委員会により、地域の学習要求の反映、さらには余裕施設・空間の活用まで、柔軟に対応できる運営になっている。

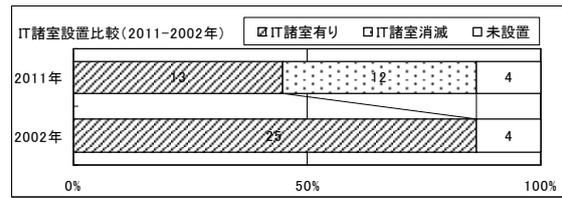


図1. IT諸室設置比較(2011-2002年)

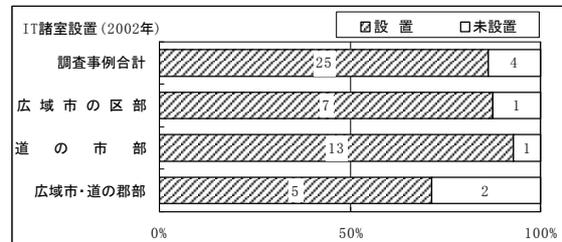


図2. IT諸室エリア別設置(2002年)

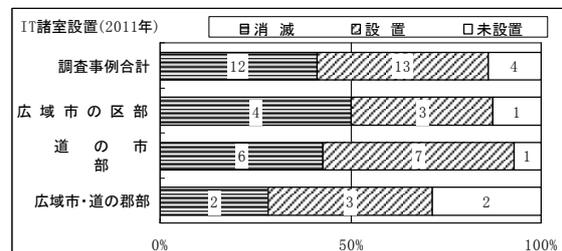


図3. IT諸室エリア別設置(2011年)

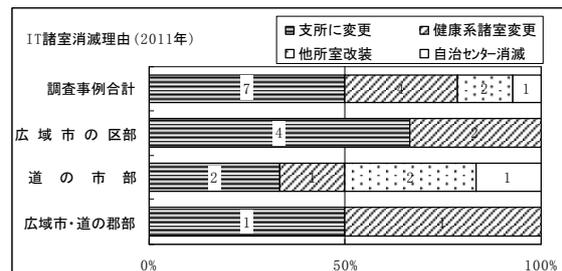


図4. IT諸室エリア別消滅理由

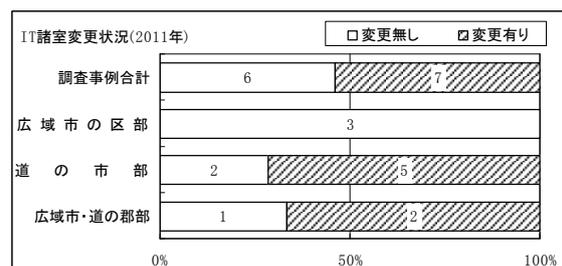


図5. IT諸室エリア別変更状況(2011年)

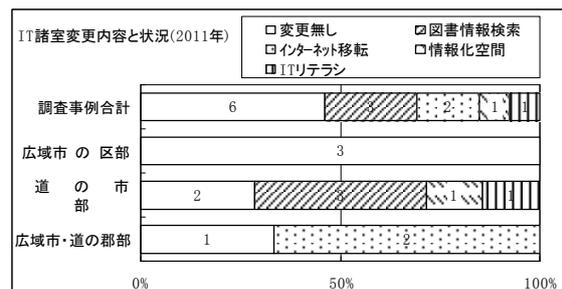


図6. IT諸室エリア別変更内容(2011年)

### 3. 自治センターにおける情報提供機能

#### 3-1. IT 諸室の設置変化

調査事例のうち 2002 年の IT 諸室の設置状況(図 1)は未設置が 4 事例で、2011 年には IT 諸室設置事例のうち半数にあたる 12 事例が消滅している注 3。

消滅理由(図 4)は、IT 諸室を支所に変更が 7 事例、健康系諸室への変更が 4 事例で、いずれも機能変更である。他の諸室のプラン変更にともない IT 諸室が消滅した 2 事例、複数諸室の変更や自治センターの消滅もある。

2011 年には IT 諸室設置が 13 事例あるが、2002 年に比べ半数の 6 事例はその内容を変更している(表 3)。それらはインターネット室やコンピュータ教室を図書情報検索用とし規模を縮小した変更である。

インターネット室を休憩室兼用としその後情報文化空間とした事例、趣味教室をコンピュータ室として使用し、趣味娯楽や余暇休憩のために IT 機器を諸室に設置した事例もあり、趣味娯楽としての IT 利用がみられる。このほか、自治センターの隣地新築により旧建物内におけるインターネット室の残存使用がある。また、IT 諸室の変更無しの 5 事例は、いずれも専用室でコンピュータの高度利用の専用室である。

電子政府への転換により支所内に設置された IT 諸室は最小限の機能を残してその設置が減少した。また、自治センターの IT 諸室の変更は、インターネットの普及により、IT リテラシーからインフォメーション、または IT 諸室の高度化や専用室への変化である。

表 3. IT 諸室の設置状況

室名及び位置変更の無い事例					
事例 No.	2002 年	設置階	2011 年	設置階	2002-2011 特性
1	コンピュータ教室	2階	コンピュータ教室	2階	変更無し
2	コンピュータホール	2階	コンピュータホール	2階	変更無し
5	コンピュータ教室	2階	コンピュータ室	2階	変更無し
19	インターネットサロン	2階	インターネットサロン	2階	変更無し
22	コンピュータ室	2階	コンピュータ室	2階	変更無し
29	インターネット部屋	本2階	インターネット部屋	本2階	建物は支所に変更、2階のみ使用
20	情報化空間	2階	情報化空間	2階	一時期休憩室使用、ITセンター設置
室名及び位置変更の有る事例					
事例 No.	2002 年	設置階	2011 年	設置階	2002-2011 特性
9	インターネットブース	2階	図書館	2階	情報検索用
10	コンピュータ教室	2階	図書館	2階	情報検索用
11	インターネット教育場	2階	情報室	2階	情報検索(小部屋)
21	文化空間	2階	コンピュータ室	2階	インターネット使用
23	インターネット教育場	2階	インターネット室	2階	隣接センターに機能移転
26	情報室	本2階	コンピュータ室	新築2階	インターネット使用

#### 3-2. IT 諸室設置のエリア特性

2002 年及び 2011 年の IT 諸室の設置状況をエリアごとに比較すると(図 2, 3)、広域市の区部に比べ広域市・道の郡部の設置事例の差異は少

ないが、区部では IT 諸室が消滅する事例が多く、道の郡部では少ない。

IT 諸室の消滅理由(図 5, 6)は、区部では支所への変更に伴う消滅であるが、郡部では IT 諸室を他の建物のインターネット教室に移転して存続している。

ソウル郊外の周辺部にあたる道の郡部に立地する場合には、他の区部や市部に比べて IT 諸室の整備は少なく、その消滅も少なく、施設移転後も機能存続している。

### 4. 自治センターにおける防災関連機能

#### 4-1. 防災関連機能の設置変化

自治センターの機能は、自律防災活動を優先している。防災関連諸室には、退避所となる地下階や災害時に人的対応を行う予備軍諸室がある(表 4)。

①地下階の設置：2011 年の 14 事例は地下階を設置しており調査事例の半数は防災機能を持つといえる。地下階未設置は 13 事例あるが(図 7)、2002 年からの変化はない。このうち災害対策を行う予備軍諸室を同一建物内に設置するものは 3 事例で、別棟に設置する 3 事例もある。地下階未設置事例であっても予備軍諸室を配置する事例は半数と多い(図 11)。

地下階及び予備軍諸室も未設置で緊急避難場所の機能のない、いわば自律防災活動の諸室を持たない自治センターは 7 事例と少ない。

表 4. 地下階の設置状況

B1階無/予備軍諸室設置		B1階有り					
未設置 No.	設置 (使用階)	用途	事例 No.	2002-2011	用途	事例 No.	2002 - 2011
5	4 (4F)	倉庫	9	変更無し	スポーツ	1	多用途室 - 体力訓練室
7・8			16	変更無し		6	スポーツ室 - スポーツ室
10	11 (3F)		22	変更無し		13	卓球室 - 防災訓練室
20	19 (3F)	予備軍室	14	変更無し	趣味	18	卓球室 - 多用途室
			23 (別棟)	変更無し		29	卓球室 - 支所
26	24 (別棟)		17	変更無し		2	趣味室 - 趣味教室
27	28 (別棟)		21	変更無し		3	文化室 - 文化室

②地下階の諸室：地下階の諸室内容は(図 9)、予備軍諸室 4 事例、スポーツ諸室 6 事例、倉庫 3 事例、趣味や文化活動諸室 2 事例で、予備軍諸室や倉庫以外に特別な備品や設備を有する諸室は無く、地下階は一般利用の諸室を緊急時には避難所とするものがある。

地下階設置事例の諸室名称を 2002 年と 2011 年調査と比べると(表 4)、倉庫、予備軍諸室、趣味や文化活動諸室諸室の名称変化は無い。また、スポーツ諸室を支所に変更した事例と、自治センターそのものが消滅した事例を除いて、多目的室や体力訓練室と名称の差異はあるが内

容変化は無く諸室の変更も少ない。

③地下階設置のエリア特性：地下階設置事例のエリアは(図8)、広域市区部4事例、道の市部9事例で広域市・道の郡部は1事例のみである。

調査対象施設のうち予備軍設置は10事例のうち、広域市区部は1事例、広域市・道の郡部3事例であるが道の市部は6事例と多い。

自治センター内の予備軍諸室の位置は(図12)、広域市区部はすべて二階以上、道の市部では二階以上または地下階で、広域市道の郡部ではすべて別棟となる。郊外の自治センターは他の建物に予備軍諸室設置が多く、広域市、道の市部の地下階での設置が多いことから、郊外での余裕敷地と余剰建物の活用が推察される。

地下階の諸室は、スポーツ諸室で一部改修がみられるが倉庫および予備軍諸室の変更はなく、地下階は防災に対する構造性能を持ち、常時利用の空間といえる。

## 5. まとめ

韓国の自治センターの整備は、設置及び運営条例準則の改正により防災機能を最優先しながら、住民福祉・文化センターへと機能転換をわかり、リモデリング等で柔軟に対応してきた。なお、運営面では自治委員会が地域の学習要求を反映し余裕施設・空間の活用を諮問し支援する裏付けがある。

本報告ではリモデリングにより変化する情報提供のIT諸室と、自治センターの基本的機能である自律防災活動等に関わる防災関連諸室について分析した。

韓国はインターネット普及率が80%を超え我が国以上の電子政府であり、すでにIT諸室は減少しリテラシーから情報提供及び専門的諸室へ移行した。また、防災関連諸室は非常用の常閉諸室ではなく日常利用を行いながら非常時対応可能な常設空間としていることが明らかとなった。

「注」

注1. 井草敬太ほか：「韓国自治センターの店頭事例におけるIT学習環境の整備動向について」日本大学生産工学部第41回学術講演会 2008年12月

注2. 浅野かおる：「韓国における地方自治体の組織改編と住民自治センターの機能」の資料である設置条例(和訳)を使用している。福島大学行政社会学会行政社会論集, 第19巻第1号, (2006), pp39-50.

注3. 自治センターの設置される支所では「市郡区行政総合情報化事業」1999年に始められ、2002年には70%が完了したことに対応する。

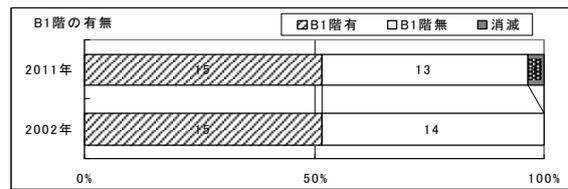


図7. 地下階の設置状況

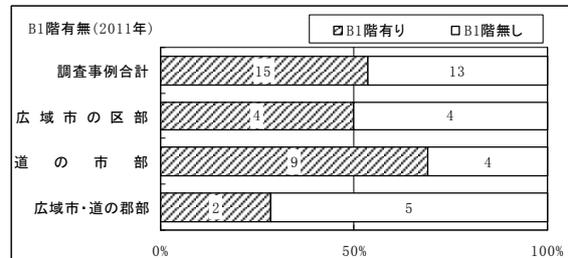


図8. エリア別地下階の設置状況

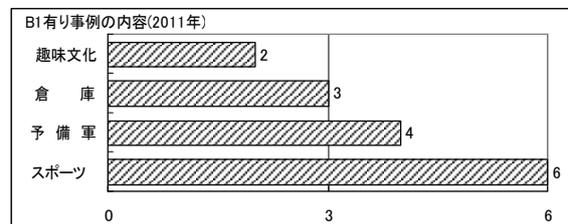


図9. 地下階の諸室内容

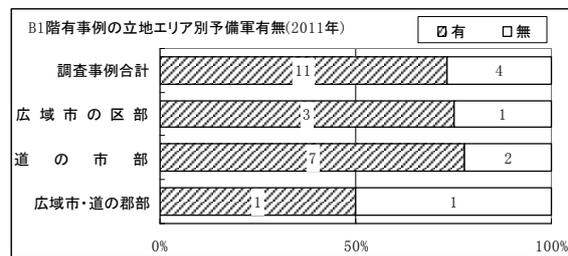


図10. エリア別地下階未設置事例の予備軍設置

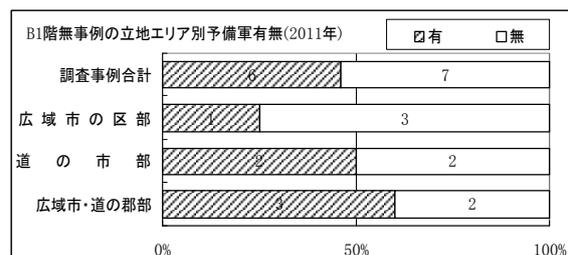


図11. エリア別地下階未設置事例の予備軍設置

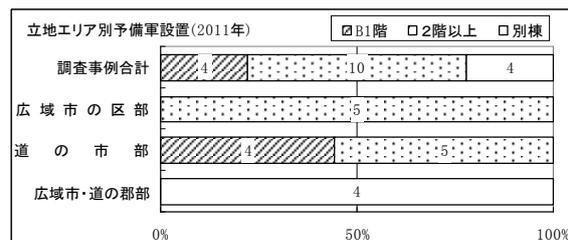


図12. エリア別予備軍設置位置